

「強化選手認定小委員会」運営規程

(公財) 日本セーリング連盟オリンピック強化委員会

1. 強化選手認定小委員会の目的

強化選手認定小委員会（以下「本組織」）は、日本セーリング連盟オリンピック強化委員会（以下「オリ強」）が定める、「ナショナルチーム等強化対象選手規程」に規定される、強化対象選手を認定するための組織である。

2. 構成

本組織は、下記メンバーで構成され、オリ強内に臨時に設置される。

- ・ オリ強委員長（以下「委員長」）
- ・ オリ強委員長の補佐またはそれに相当する職の者（以下「補佐」）
- ・ オリ強委員で、かつ JOC が定めるナショナル・コーチまたは専任コーチ等のコーチ資格を有する者（以下「コーチ」）

オリ強委員長を本組織の長とする。

3. 協議

- 3.1 オリ強委員からの推薦または主要大会での成績が出された後、必要に応じて本組織のメンバーより、本組織による協議の開催を、委員長および補佐に求めることができる。
- 3.2 委員長または補佐は、3.1 項の求めがあった場合、本組織による協議の機会を設定しなければならない。
- 3.3 協議の形態は、対面、Web 会議、メール等、いずれの形式も問わない。協議は非公開で行わなければならない。
- 3.4 協議には、病気等やむを得ない場合を除き、本組織のメンバー全員が参加しなければならない。
- 3.5 本組織メンバーは、提示された事実に基づき、認定対象分類の定義との乖離の有無について、冷静に確認しなければならない。

4. 判定

協議の内容に基づき、委員長は、当該選手を対象分類とするか否かの判定をしなければならない。

5. 公示と対象選手への告知

判定後、オリ強ホームページへの公示と、当該選手への告知を、速やかに行わなければならない。

6. 施行

本規程は、2021 年 1 月 1 日より施行される。

以上

2020 年 12 月 15 日制定